

大阪広域水道企業団訓令第8号

部内一般

大阪広域水道企業団職員証規程を次のように定める。

平成23年5月31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団職員証規程

(職員証)

第1条 大阪広域水道企業団職員証(以下「職員証」という。)は、大阪広域水道企業団の職員(以下「職員」という。)であることを明らかにするとともに、公務の適正な執行に役立たせるため、職員がこれを携帯するものとする。

2 職員証は、別記様式のとおりとする。

(携帯)

第2条 職員は、常に職員証を携帯しなければならない。ただし、経営管理部長が職員証を携帯する必要がないと認める者については、この限りでない。

(交付等)

第3条 職員証は、職員(前条ただし書に該当する者を除く。以下同じ。)に対し、経営管理部総務課長がこれを交付する。

2 職員が退職、失職等により職員でなくなったときは、所属長(大阪広域水道企業団処務規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号)第1条各項に規定する課の長及び同規程第2条第1項に規定する出先機関の長をいう。以下同じ。)は、直ちに職員証の失効の措置をとらなければならない。

(有効期間)

第4条 職員証の有効期間は、経営管理部総務課長が職員ごとに、職員証を交付した日から10年以内において職員証に記入した期間とする。ただし、経営管理部長が別に定める場合は、この限りでない。

(盗難等の届出及び再交付)

第5条 職員は、盗難又は遺失等により職員証を喪失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を所属長に届け出て、経営管理部総務課長から再交付を受けなければならない。

(細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

別記様式（第1条関係）

（表）

	<p>職員証</p>			
<p>氏名</p> <p>上記の者は、大阪広域水道企業団職員であることを証明する</p> <p>年 月 日</p>		<p>写真</p>	<p>3センチメートル</p>	<p>5.5センチメートル</p>
<p style="text-align: right;">大阪広域水道企業団 印</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>職員番号 生年月日 年 月 日</p>		<p>2.5センチメートル</p>		
	<p>8.5センチメートル</p>			

（裏）

<p>《遵守事項》</p> <p>1 本証は、常に携帯する。</p> <p>2 本証は、退職等をしたときは、直ちに所属長に返還すること。</p> <p>3 本証を喪失し、又は毀損したときは、直ちに再交付の手続をとること。</p>	
--	--